

事務連絡
令和2年3月4日

各障害児通所支援事業所 管理者 様

東京都福祉保健局障害者施策推進部
障害児・療育担当課長

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての
放課後等デイサービス事業等の対応について（その2）

新型コロナウイルス感染症への対応のため、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等について一斉臨時休業が要請されたことを踏まえ、放課後等デイサービス事業所等（以下「事業所」という。）における対応について、厚生労働省より事務連絡が発出されており、令和2年2月28日付都事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための学校臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について」においてもお知らせしているところです。

各事業所におかれましては、緊急的にご対応いただいているところと思いますが、このたび、都としての考え方について、以下のとおりまとめましたので、確認の上、ご対応をお願いいたします。なお、各学校の休業等の取扱いについては、各区市町村にご確認いただきますようお願いいたします。

記

1 利用調整について

事業所は原則開所とする。事業所での受入れができない場合は、学校での受入れを行うよう文部科学省及び厚生労働省からの通知が出ていることから、利用定員や人員体制が整わない場合などは、教育委員会等との調整を行うこと。

利用者の支給決定日数を超えるおそれがある場合、一時的な支給量の変更の可否については、支給決定区市町村へ確認し、承諾を得ること。今回の対応による支給量の一時的な増加について、受給者証の再発行を行うかどうかは区市町村の判断となるが、臨時対応であるため、受給者証を発行し直さずに支援を行うことも差し支えないものとする。また、午前と午後に分けて複数の障害児通所支

援事業所を利用する等は不可とする。

利用対象児童については、原則、障害児通所受給者証が発行されており、事業所と利用契約を締結している児童とする。ただし、緊急で支給する必要があると区市町村が認める場合において、放課後等デイサービスの利用を行う場合は、特例障害児通所給付費での対応を可能とするが、その場合も保護者から支給申請を行うことが必要である点に留意すること。

また、事業所の利用にあたっては、契約は必須とするが、状況に応じ、契約の締結が事後的になることも可能とする。

なお、今回の対応については、障害のある児童が自宅等で一人で過ごすことができない場合の居場所として開所していただくことから、事業所の職員の子どもや利用児童の兄弟児等は受入れの対象とならないことを申し添える。

2 請求単位について

学校休業要請がされている3月2日(月曜日)から春季休業開始日の前日までの期間においては、学校休業日として報酬を請求する。開所時間については、できるだけ長時間の開所が要請されていることから、午前中から夕方までの時間を想定し、6時間以上の開所を原則とするが、緊急的な対応であったため人員の体制が整わない等の事情を鑑み、3月2日(月曜日)から3月8日(日曜日)までの期間は、原則として開所時間減算は適用せず、午前中に学校での受入れを行った後の事業所の利用であった場合でも、学校休業日として報酬の算定を可能とする。

また、休業となった学校において、卒業式など特定の行事の参加者のみ登校可能となった場合であっても、教育委員会が当該日を学校休業日として定めており、必要最小限の人数に絞っての登校や特定の行事の参加者のみ登校可能とした場合については、学校休業日として報酬の算定を可能とする。

なお、今回の学校の臨時休業に伴う長時間の受入れに対応していない場合の通常利用については、学校休業日の扱いとしないものとする。

3 人員欠如の取扱いについて

放課後等デイサービスのサービス提供時間を通じて、サービス提供の単位ごとに利用児童が10名までの場合は2名以上の直接支援職員を配置し、障害児の数が10を超えるものについては、5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上を配置すること。ただし、人員配置が困難となる時間については、管理者又は児童発達支援管理責任者が支援に入る場合も、直接支援に従事した時間とみなす。

子どもの預け先の確保等の問題で職員の勤務が短時間となる場合のほか、職

員本人の罹患や職員家族の罹患による在宅待機の場合により、やむを得ず出勤できない場合については、サービス提供職員欠如減算の適用は行わない扱いとする。ただし、できる限り代替の職員を確保して、児童の安全に配慮した支援を行うこと。この場合の代替職員については、必ずしも、児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者でなくても可能とする。

4 定員超過の取扱いについて

学校が臨時休業の日に事業所で受け入れる児童の数が定員を超える場合の定員超過利用減算については、定員10人の事業所においては15人までの利用については適用しないこととする。児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所（多機能型の特例によるものを除く）においては、両事業で合計した人数となることに留意すること。

定員が10名の事業所以外については、1日の利用定員の150パーセントを超えない範囲とし、かつ面積についても少なくとも児童1名あたり2.47㎡以上を確保すること。

なお、上記については学校の臨時休業の期間のみの対応であり、通常の春季休業中の営業は定員を遵守すること。

5 欠席の対応について

児童が新型コロナウイルスに感染することをおそれ、事業所を欠席する場合、事業所が居宅への訪問、電話その他の方法で児童とその接触者である家族の体調等状況や学校の状況等の確認及び当該児童の健康管理や相談援助などの可能な範囲での支援の提供を行い、当該相談援助の内容について記録を行ったことを以て通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして区市町村が認める場合には、基本報酬の算定の対象とすることができる。なお、この場合においては、利用者負担が発生することから、あらかじめ保護者に丁寧な説明を行うこと。また、この場合においては、原則として欠席した児童の代わりに他の児童の受入れを行うこと。支援の提供については、別添の都独自様式「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての欠席に関する欠席時対応加算及び基本報酬の算定について」を利用すること。

なお、単なる欠席連絡（その後の支援については不要と保護者の意向がある場合）については、サービス提供とはみなされないことに留意すること。

6 営業時間の変更について

今回の学校の臨時休業に伴う営業時間の変更については、変更届の提出は不要とする。実際に提供した支援の時間については、後日都から提示する様式に記

入の上、FAXにて提出すること。

なお、適切な人員配置を行ったうえで、営業時間を8時間以上とし、児童に対し営業時間を超えての支援を提供した場合については、延長支援加算の算定対象とするが、その場合は事後的であっても営業時間の変更及び延長支援加算の算定の届出を提出すること。なお、その場合においても、個別支援計画の中に延長支援の必要性について定めておく必要があり、届出に当該個別支援計画の添付が必要であることに留意すること。

7 個別支援計画の作成等について

今回の臨時的な対応に伴い、個別支援計画見直しにあたっての保護者との面談ができない事情が発生した場合については、保護者との面談は事後的に行うこととし、電話や郵送等の対応での確認及び同意にて対応することを妨げない。ただし、その場合の電話等での対応記録を残したうえで、事後での面談を実施すること。

8 保育所等訪問支援の特例

保育所等訪問支援は事業の性質上、訪問先である学校が休業している場合に同等のサービスを提供することは困難であることから、従前から保育所等訪問支援を実施していた児童に限り、前月の利用回数を限度として、居宅等を訪問して直接支援、健康管理、相談支援等のできる限りの支援の提供を実施した場合については、報酬算定の対象とすることも可能とする。ただし、その場合においても間接支援の提供は必須とし、居宅等を訪問して実施した支援内容の共有や臨時休業中や臨時休業が明けて以降の児童への関わり方の助言等、担任との情報交換の時間を持つこと。

9 各種通知について

事業所に対する周知については、都から各事業所の登録メールアドレスに送付するとともに東京都障害者サービス情報に掲載する。今後も、厚生労働省の通知を踏まえ、適宜、都の取扱いについて通知を行う予定であり、各事業所においては、最新の情報を確認すること。

10 適用期間について

学校の臨時休業の期間となる令和2年3月2日から春季休業開始日の前日までとする。

以上